

通知書をお送りします 初の納期の始めに納税

町の行政を進める上で、税は お願いします。 ご理解の上、納税にご協力を 貴重な自主財源です。どうか 嫌 なものです。ですが、安平 はり税金の通知書となる

談に応じますので、お気軽に 税務課へお越しください。 して納税にお困りの方は、 また、何か事情がござい

きます。 議の申し立てをすることがで 納税通知書を受け取った日か あるかと思います。その際は、 ている、と感じられることが なった際、納得しない、間違っ 60日以内に町長に対して異 なお、納税通知書をご覧に

円以下(収入で560 得の減少の 勧めします。ただし、著しい所 減少した方には減免申請をお より、昨年より著しく所得の は、 リストラ、病気、災害などに 前年の所得が400万 場合、対象となる 万円以

ますので、ご安心

(?) を・・・・。

ある所得税は減る(定率減税の廃止分は加味しません)ことになり

しかし、税源移譲ということなので、

定率減税の完全廃止で、

縮減等で大幅に税金が増えたばかりですが、今年は税率のフラット

さらに住民税が増えます。

住民税が増える分、

国税で

昨年は年金控除額の引き下げ、

老年者控除の廃止、

定率減税の

!税されていましたが、平成19年度より一律10%の課税となりま

住民税の税率は、

これまで3段階

5 %

10

%・13%) に分かれ

理由により、納税が困難な方 については、税務課にお越し 免に該当しない場合がありま 復が見込まれ、生活に支障 の喪失や生活困窮から今後 お願いします。 になり、納税相談されるよう すので、ご承知おきください。 ないと認められるときには、減 下)の方に限られ、また、資 41 ずれにしても、何らかの が 回 力

住民税

相 ま

住地で課税されます。 住民税は1月1日現在の 居

ご留意ください。 の所得(退職に係る分は除く) されます。なお、前年中に退職 の所得がある方について課税 得割も均等割もある一定以上 等割から成り立っており、所 に対して課税されますの されていても、住民税は前年 この住民税は、所得割と均

た分、減ることになります。詳 年度から税率のフラット化 しくは、今年1月と4月に皆 ある所得税は、住民税が増え 担が増えます。ですが、国税で (一律10%の課税)により、負 最初にも述べましたが、本